



議案第百六号

三朝町長選挙立会演説会に關する条例の設定について

次のとおり三朝町長選挙立会演説会に關する条例を設定することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年十二月二十三日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾五年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町長選挙立会演説会に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百六十条の二第一項の規定に基づき、町長の選挙における公営の立会演説会（以下「立会演説会」という。）の開催に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(立会演説会の実施)

第二条 町長の選挙においては、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、町長の候補者（以下「候補者」という。）の政見を選挙人に周知させるため立会演説会を開催しなければならない。

(開催計画の決定及び告示)

第三条 委員会は、あらかじめ立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場並びに一回の立会演説会において演説することができる候補者の数及び演説の時間を決定し、当該選挙の期日の告示の日にこれを告示しなければならない。

2 前項の場合において必要があると認めるときは、委員会は立会演説会の実施につき、班

別編成の方法を採用することを決定することができる。

3 前二項の規定による決定をするに当たつては、委員会は、町の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求めて意見を聴くことができる。

4 委員会は、第一項の決定をした後において、第六条第一項の規定により指定期日後に立会演説会への参加を申し出た者を参加させる等特別の必要があるときは、第一項の決定を変更することができる。この場合においては、変更の内容を直ちに告示しなければなら

5。

(班別編成によらない立会演説会への参加)

第四条 班別編成の方法によらない場合の立会演説会に加わらうとする候補者は、委員会にその指定する期日までに前条第一項の規定により告示された各立会演説会の開催日時及び会場につき、その旨を申し出なければならない。

2 前項の期間内に申出のあつた候補者については、各立会演説会における候補者の演説の順序は、委員会がくじで決定する。この場合においては、あわせてその者の演説をするこ
とのできる立会演説会の日時及び会場を決定する。

3 第一項の申出のあつた候補者について、その者の加わるべき立会演説会の日時及び会場

並びに立会演説会における演説の順序が決定したときは、委員会は直ちにその旨を当該候補者に通知するとともに、告示しなければならない。

(班別編成による立会演説会への参加)

第五条 班別編成の方法による場合の立会演説会に加わろうとする候補者は、委員会にその指定する期日までにその旨を申し出なければならない。

2 前項の期間内に申出のあつた候補者については、最初に行われる立会演説会における演説の順序は、委員会がくして決定する。この場合においては、あわせてその者の演説をすることのできる立会演説会の日時及び会場を決定する。

3 第二回以後に行われる立会演説会における候補者の演説の順序は、前回の第一順位の者を最後の順位とし、第二順位以下の者を順次一順位ずつ繰り上げたものとする。

4 前条第三項の規定は、第二項の規定による決定があつた場合について準用する。
(指定期日後の参加)

第六条 第四条第一項又は前条第一項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わろうとするものは、委員会の定めるところにより、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出のあつた候補者については、その者の演説することができ立会演説会の日時及び会場は、委員会が申出者の希望を参しやくして決定する。この場合においては、あわせて立会演説会における演説の順序をも決定しなければならない。

3 前項の決定をしたときは、委員会は、第四条第三項の規定の例により、その旨を通知するとともに、告示しなければならない。

(演説の順序の変更)

第七条 候補者(法第五百五十四条第一項の代理人を含む。)が立会演説会において演説を行うべき時間に演説を行わなかつたときは、正当な理由があると認められる場合を除き、委員会は、その後開催される立会演説会における候補者の演説の順序を変更することができる。この場合においては、その後開催される立会演説会において演説を行うべき他の候補者の意見をきかなければならない。

2 前項の規定により演説の順序を変更したときは、委員会は、第四条第三項の規定の例により、その旨を通知するとともに告示しなければならない。

(開催の周知方法)

第八条 委員会は、立会演説会を開催すべき期日前二日までに、公衆の見やすい場所に、立

会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行うべき候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならぬ。この場合における掲示の場所は、一回の立会演説会につき三十箇所以上でなければならぬ。

2 委員会は、立会演説会開催当日の演説会場の表示並びに演説会場における候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならぬ。

(開催を中止する場合)

第九条 法第百条第一項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなつたときは、立会演説会開催の手續は、中止する。

2 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により立会演説会の開催が不能となつた場合においては、これに代るべき立会演説会は行わぬ。

(その他必要な事項)

第十条 この条例に規定するもののほか、立会演説会の開催に關し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。